

後期高齢者医療制度の保険料軽減が変わります

◆ 問い合わせ ◆ 高知県後期高齢者医療広域連合 ☎ 088-821-4526

(1) 後期高齢者医療制度に加入している年金収入80万円以下の方へ

下の「◆条件」に当てはまる方について、保険料の均等割(※1)の特例が、「9割軽減」から「8割軽減」に変わります。

(※1) 均等割：保険料のうち、加入者全員に等しく負担していただく定額の部分です。ただし、特例により世帯の所得に応じて負担が軽減されます。

- ◆条件：①世帯主及び同じ世帯の加入者全員の前年中の総所得金額等の合計額(※2)が33万円以下、かつ
②同じ世帯の加入者全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない。

(※2) 収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額。ただし、65歳以上の方の公的年金については、「公的年金収入—公的年金控除」から更に特別控除15万円を引いた金額。

均等割額	平成30年度	平成31年度
本来の金額 10割：54,300円 (12か月分)	9割軽減 納付額 1割：5,400円	8割軽減 納付額 2割：10,800円

保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

年金収入80万円以下の方への他制度からの支援について

- ①平成31年度の介護保険料の負担軽減が強化されます。ただし、同じ世帯に市町村民税が課税されている方がいる場合は対象外となります。
- ②今年10月から年金生活者支援給付金の制度が始まります。ただし、同じ世帯に市町村民税が課税されている方がいる場合などは支給の対象外となります。基準額は月5,000円ですが、金額は年金保険料を納めた期間等により異なります。

(2) 後期高齢者医療制度に加入する前日に、ご家族の会社の健康保険や共済組合等の被扶養者であった方へ

保険料の均等割(※1)の特例が、「5割軽減」から「後期高齢者医療制度に加入後2年経過する月分まで5割軽減」に変わります。ただし、世帯の所得が低い場合は、引き続き所得に応じた均等割の軽減が受けられます。所得割は引き続き賦課されません。

(例) 元被扶養者であった方で、平成31年3月以前に77歳に到達している方

均等割額	平成30年度	平成31年度
本来の金額 10割：54,300円 (12か月分)	5割軽減 納付額 5割：27,100円	31年4月時点で、後期高齢者医療加入後2年が経過しているため 納付額10割：54,300円

- ・ 3月以前に77歳に到達している方
世帯の所得が一定程度ある場合、平成31年度から軽減は適用されません。
- ・ 76歳以下の方
77歳に到達する月分まで、均等割5割軽減が適用されます。77歳になった翌月分からは、世帯の所得が一定程度ある場合は、軽減は適用されません。
- ・ 障害認定により後期高齢者医療制度に加入している方
後期高齢者医療制度に加入して24か月に到達する月分まで、均等割5割軽減が適用されます。25か月分からは、世帯の所得が一定程度ある場合は、軽減は適用されません。